

千葉市と新日本建設株式会社との 包括的な連携によるまちづくりの推進に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と新日本建設株式会社（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的に連携し、これまで培ってきたまちづくりに関するノウハウを相互に活用することにより、人口減少、少子・超高齢化、環境問題等の社会経済情勢の変化に対応するとともに地域に安全で安心して住み続けられる環境づくりを進め、甲の目指すまちの個性である「未来をつくる人材が育つまち」、「みんなの力で支えあうまち」、「訪れてみたい、住んでみたいまち」の実現に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）既成市街地における拠点機能の整備・向上に関する事項
- （2）都市防災機能の向上と災害時における対応に関する事項
- （3）ICTを活用したまちづくりの推進に関する事項
- （4）高齢者、子育て世帯等に配慮したまちづくりの推進に関する事項
- （5）環境に配慮したまちづくりの推進に関する事項
- （6）経済活性化に貢献するまちづくりの推進に関する事項
- （7）地域コミュニティづくりに配慮したまちづくりの推進に関する事項
- （8）前各号に掲げるもののほかその他甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに両者のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第5条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年10月16日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市

千葉市長 熊谷俊人

乙 千葉市美浜区ひび野1丁目4番3
新日本建設株式会社

代表取締役 金網一男